

事業報告書				
医療法人整理番号		03045		
報告期間	自	令和6年8月1日		
	至	令和7年7月31日		
1 事業報告書の概要				
	(1)	名称	医療法人翌檜会	
		分類①	社団（出資持分なし）	
		分類②	その他	
		分類③	基金制度採用	
	(2)	事務所の所在地	都道府県	福島県
		市区町村	白河市	
		町名・番地	老久保 1 3 番地 1	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3)	設立認可年月日	平成21年2月6日	
	(4)	設立登記年月日	平成21年3月3日	
	(5)	理事長の氏名	姓	五十嵐
			名	盛雄
		役員及び評議員の人数	8	
	役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要				
	(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら	
	(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら	
	(2)	附帯業務	記載はこちら	
	(3)	収益業務	記載はこちら	
	(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
	(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	
	(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら	
	(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら	
	(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	
	(9)	その他	記載はこちら	

様式 1 : 1-(2)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名

様式 1 : 1-(5)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

様式 1：2-(1)

事業報告書											
2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
診療所	いがらし内科クリニック		0710511437	福島県白河市老久保13番地1	0	0					

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(1)

事業報告書						
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2)

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

様式 1 : 2-(4)-(9)

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議委員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和6年9月18日	令和 5 年度決算の決定及び理事、監事の重任
令和7年7月31日	令和 7 年度の事業計画及び収支予算の決定
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
				償還期限	
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日			
注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。					

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注)
1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		
	日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 医療法人翌檜会
所在地 福島県白河市老久保13番地1

※医療法人整理番号 03045

貸借対照表
令和7年7月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	97,869	I 流動負債	40,108
II 固定資産	127,651	II 固定負債	863
1 有形固定資産	30,755	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	6,085	負債合計	40,971
3 その他の資産	90,810	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科目	金額
		I 基金	7,800
		II 積立金	176,748
		(うち代替基金)	200
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	184,548
資産合計	225,520	負債・純資産合計	225,520

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人翌檜会
所在地 福島県白河市老久保13番地1

医療法人整理番号	03045
----------	-------

損 益 計 算 書
自 令和6年8月1日 至 令和7年7月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			241,185
2 事業費用			225,830
本来業務事業利益			15,355
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
附帯業務事業利益			0
事業利益			15,355
II 事業外収益			2,878
III 事業外費用			50
経常利益			18,183
IV 特別利益			410
V 特別損失			190
税引前当期純利益			18,403
法人税等			4,425
当期純利益			13,978

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

決 算 報 告 書

第 1 7 期

自 令 和 6 年 8 月 1 日

至 令 和 7 年 7 月 3 1 日

医療法人 翌檜会

福島県白河市老久保13番地1

貸 借 対 照 表

(単位：円)

医療法人 翌檜会

令和 7年 7月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科	金 額	科	目
【流 動 資	【 97,869,065】	【流 動 負 債】	
現 金 及 び 預	63,613,449	買 掛 金	
保 険 未 収 入	31,692,816	短 期 借 入 金	
未 収 入	1,376,806	未 払 費 用	
薬	812,557	預 り 金	
診 療 材	291,436	未 払 法 人 税 等	
立 替	195,001	未 払 消 費 税 等	
仮 払	77,000	【固 定 負 債】	
貸 倒 引 当	△190,000	長 期 未 払 金	
【固 定 資	【 127,651,149】	負 債 の 部 計	
(有 形 固 定 資)	(30,755,957)		
建	3,725,634		
建 物 附 属 設	1,669,248		
構 築	8		
医 療 機	103,736		
車 両 運 搬	6,289,680		
工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	18,443,981		
土	523,670		
(無 形 固 定 資)	(6,085,000)	純 資 産 の 部	
施 設 利 用	6,085,000	【株 主 資 本】	
(投 資 そ の 他 の 資)	(90,810,192)	[基 金]	
出 資	30,000	[代 替 基 金]	
保 険 積 立	50,000,000	[利 益 剰 余 金]	
保 証	1,240,000	(そ の 他 利 益 剰 余 金)	
敷	718,430	別 途 積 立 金	
長 期 前 払 費	38,750,242	繰 越 利 益 剰 余 金	
預 託	71,520	純 資 産 の 部 計	
資 産 の 部	225,520,214	負 債 ・ 純 資 産 の 部 計	

見在

金 額
【 40,108,300】
9,877,945
25,015,666
1,125,139
366,250
3,089,300
634,000
【 863,467】
863,467
40,971,767
【 184,548,447】
[7,800,000]
[200,000]
[176,548,447]
(176,548,447)
162,570,078
13,978,369
184,548,447
225,520,214

損 益 計 算 書

(単位：円)

自 令和 6年 8月 1日

至 令和 7年 7月31日

医療法人 翌檜会

科 目	金 額	
【売上高】		
社保窓口	21,206,820	
国保窓口	21,982,745	
社保請求	53,890,664	
国保請求	123,474,985	
保険等査定減	△375,746	
自由診療収入	21,006,212	
【医業原価】		
当期医業原価	80,723,683	
合 計	80,723,683	
売上総利益		
【販売費及び一般管理費】		
営業利益		
【営業外収益】		
受取利息	28,265	
受取配当金	200	
雑収入	2,850,213	
【営業外費用】		
支払利息割引料	50,492	
経常利益		
【特別利益】		
固定資産売却益	249,999	
貸倒引当金戻入	160,000	
【特別損失】		
貸倒引当金繰入額	190,000	
税引前当期純利益		
法人税・住民税・事業税		
当期純利益		

31日

241,185,680
80,723,683
160,461,997
145,106,813
15,355,184
2,878,678
50,492
18,183,370
409,999
190,000
18,403,369
4,425,000
13,978,369

[illegible]

[illegible]

個 別 注 記 表

自 令和 6年 8

医療法人 翌檜会 至 令和 7年 7月31日

この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成して

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ①棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ①定率法を採用しています。なお、平成10年4月1日以降に取得（附属設備を除く。）及び平成28年4月1日以降取得した建物及び構築物については定額法を採用しています。

- ②無形固定資産
定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

- ①債権の貸倒損失に備えるため、一般債権について法人税法の法定繰入率により計上しています。

2. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

税込方式によっています。

②リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る会計処理を行っております。

3. その他の注記

利益処分

当期末処分利益 13,978,369円

利益処分別

別途積立金 13,978,369円

次期繰越利益 0円

以上の通り提出する。

令和7年9月17日

医療法人 翌檜会

理事長 五十嵐盛雄

監査の結果、いずれも適法かつ正確であることを認める。

令和7年9月17日

監 事 横田和夫

期首
令和 6年 8月1日

期末
令和 7年 7月31日

決算確定日 当年度
以上 の通 り提出する 令和6

剰余金	損益判定
13,817	剰余金

期
末
決算確定日
當年
剩餘金判定
理事長
理事
理事
理事
理事
理事

令和6年8月1日
令和7年7月31日
以上の通り提出する。
令和6
13,817
剰余金

理事長 理事 理事 理事 理事 理事 理事

医療法人 翌檜会 財 産 目 録

令和 7 年 7 月 3 1 日現在

資 産 総 額 金 184,548,447 円

種 別	内 訳	金 額
現 金 及 び 預 金		63,613,449
保 険 未 収 入 金		31,692,816
未 収 入 金		1,376,806
薬 品		812,557
診 療 材 料		291,436
立 替 金		195,001
仮 払 金		77,000
貸 倒 引 当 金		-190,000
建 物		3,725,634
建 物 附 属 設 備		1,669,248
構 築 物		8
医 療 機 械		103,736
車 両 運 搬 具		6,289,680
工 具 ・ 器 具 ・ 備 品		18,443,981
土 地		523,670
施 設 利 用 権		6,085,000
出 資 金		30,000
保 険 積 立 金		50,000,000
保 証 金		1,240,000
敷 金		718,430
長 期 前 払 費 用		38,750,242
預 託 金		71,520
財 産 計		225,520,214
買 掛 金		9,877,945
短 期 借 入 金		25,015,666
未 払 費 用		1,125,139
預 り 金		366,250
未 払 法 人 税 等		3,089,300
未 払 消 費 税 等		634,000
長 期 未 払 金		863,467
負 債 計		40,971,767
差 引 正 味 財 産 額		184,548,447

この写しは、当社団の財産目録と相違ありません。

以上の通り提出する。 令和7年9月17日 医療法人 翌檜会

様式 2

法人名 医療法人 翌檜会
所在地 福島県白河市老久保13番地1

※医療法人整理番号 0 3 0 4 5

財 産 目 録
(令和 7 年 7 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	225, 520 千円
2. 負 債 額	40, 971 千円
3. 純 資 産 額	184, 548 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	97, 869
B 固 定 資 産	127, 651
C 資 産 合 計 (A + B)	225, 520
D 負 債 合 計	40, 971
E 純 資 産 (C - D)	184, 548

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。
(注) 千円未満切捨ての為、合計は一致いたしません。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 翌檜会
所在地 福島県白河市老久保13番地1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 7 年 7 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	97,869	I 流 動 負 債	40,108
II 固 定 資 産	127,651	II 固 定 負 債	863
1 有 形 固 定 資 産	30,755	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	6,085	負 債 合 計	40,971
3 そ の 他 の 資 産	90,810	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 基 金	7,800
		II 積 立 金	176,748
		(うち代替基金)	200
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	184,548
資 産 合 計	225,520	負債・純資産合計	225,520

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

(注) 千円未満切捨ての為、合計は一致いたしません。

I 流動資産		I 流動負債	40,108
II 固定資産		II 固定負債	863
1 有形固定資産	30,755	I 基金	0
2 無形固定資産	6,085	II 積立金	176,548
3 その他の資産	90,810 (うち代替基金)		0

様式 4－2

法人名 医療法人 翌檜会
所在地 福島県白河市老久保13番地1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 6 年 8 月 1 日 至 令和 7 年 7 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	241,185
2 事業費用	225,830
本来業務事業利益	15,355
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
本来業務事業利益	0
事業利益	15,355
II 事業外収益	2,878
III 事業外費用	50
経常利益	18,183
IV 特別利益	249
V 特別損失	190
税引前当期純利益	18,242
法人税等	4,425
当期純利益	13,817

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。
3. 千円未満切捨ての為、合計は一致いたしません。

法人名 医療法人 翌檜会
所在地 福島県白河市老久保13番地1

※医療法人整理番号	0	3	0	4	5
-----------	---	---	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	五十嵐盛雄	医師	当法人理事	金銭の借入	191	短期借入金	25,015

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

法人名 医療法人 翌檜会
所在地 福島県白河市老久保13番地1

※医療法人整理番号	0	3	0	4	5
-----------	---	---	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	五十嵐盛雄	医師	当法人理事	金銭の借入	191	短期借入金	25,015

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人翌檜会

理事長 五十嵐盛雄 殿

私（注 1）は、医療法人翌檜会の令和 6 会計年度（令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 9 月 17 日

医療法人翌檜会

監事 横田和夫

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。